

駐車場法施行令(第7条、8条)で定める路外駐車場の構造及び設備に関する技術的基準

出入口 (施行令第7条)	交差点の側端から5mを超えているか(国土交通大臣が認めたものを除く)	
	道路の曲がり角から5mを超えているか	
	横断歩道、自転車横断帯の側端から前後5mを越えているか	
	トンネルに設けていないか(国土交通大臣が認めたものを除く)	
	安全地帯の範囲から前後10mを超えているか	
	バスの停留所、標示柱、標示板から10mを超えているか	
	踏切の側端から前後10mを超えているか	
	軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けていないか	
	横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5mを超えているか	
	幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、幼保連携型認定こども園、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20mを超えているか	
	橋に設けていないか(国土交通大臣が認めたものを除く)	
	前面道路の幅員が6m以上か	
	前面道路の縦断勾配が10%以下か	
	前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れのない道路に設けているか	
	駐車スペースが6,000平方メートル以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上あるか (前面道路に中央分離帯等がある場合を除く)	
	自動車の出入りに伴う回転を容易にするため、必要がある場合、1.5m以上の隅切りがあるか	
出口から2m 後退した車路の中心線上1.4mの高さで、道路中心線に直角に向かって左右60度以上見渡せ、歩行者等視認できるか		
車路 (施行令第8条)	車路の幅員が相互通行は5.5m 以上あるか、一方通行は3.5m以上(駐車料金の徴収施設が設置されており、歩行路の兼用しない箇所については2.75m 以上あるか	

【路外駐車場が建築物(※機械式駐車装置などを用いる路外駐車場を除く)の場合】
駐車場法施行令(第8条～第15条)で定める路外駐車場の構造及び設備に関する技術的
基準

車路・車室 (施行令第8,9条)	駐車場の梁下高さ(配管、標識、照明等も含む有効高さ)が、車路では2.3m以上、車室では2.1m以上あるか	
	車路の屈曲部において、5.0m以上の内のり半径を確保しているか	
	車路の傾斜部において、縦断勾配が17%以下で、粗面又は滑りにくい材料か	
避難階段 (施行令第10条)	直接地上へ通ずる出口のない階には、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けているか	
防火区画 (施行令第11条)	給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画しているか	
換気装置 (施行令第12条)	床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換できる換気装置を設けているか、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上あるか	
照明装置 (施行令第13条)	車路の路面10ルクス以上、車室の床面2ルクス以上の照明装置を設けているか	
警報装置 (施行令第14条)	自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けているか	
特殊の装置 (施行令第15条)	特殊の装置を用いる場合、大臣の認定があるか	